

平成 29 年度 第 6 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 9 月 25 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 47 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 11 名 欠席委員 3 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	欠
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 篤代	出	10	西崎 梅一	欠
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	7	太田 憲男		11	尾崎 春夫	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 5 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	山田 聡		推進委員	増崎 淳子	
	推進委員	小川 博之		推進委員	佐藤 恵子	
	推進委員	吉見 元				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 29 年度第 6 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 6 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、7 番、太田 憲男委員と 11 番、尾崎 春夫委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 14 番、須ノ川 347 番 2 でございます。地目・面積は畑・67 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 46.3a でございます。</p> <p>受付番号 15 番、須ノ川 347 番 1 でございます。地目・面積は畑・299 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 127.2a でございます。</p> <p>受付番号 16 番、広見 1002 番外 4 筆、地目・面積は田・10,070 m²、畑・650 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0a でございます。</p> <p>受付番号 17 番、緑乙 3083 番外 1 筆でございます。地目・面積は畑・4,328 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 165a でございます。</p> <p>以上 4 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。14 番お願い致します。</p>

委員	<p>14・15 番ですが、場所は〇〇中学校から山手の方に少し上った所です。譲渡人はかなり高齢になり畑の世話をようしなくなってきたので、譲受人が買いたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>15 番、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>16 番をお願い致します。</p>
委員	<p>譲渡し人と譲受人は親子になります。場所は〇〇池のすぐそばです。地図を見てもらったら分かるのですが、申請地のうち 3 筆は、自宅のすぐ前の畑です。1 筆は、自宅の近くの田です。残りの 1 筆の田は自宅から 1.5km 東に行った所です。本人は、野菜を作りたいということです。今も野菜・稲を作っています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>本人は世話をきちんとしているのか。</p>

委員	ブロッコリーを植えたのですが、湿田なのか、後の世話が大変みたいで、畦草も伸びているので、農業委員会からも言ってもらいたいという、近所の方の意見もありました。本人はお勤めもありなかなか時間が取れないらしいですが、やる気はあるということです。
委員	親の土地のうち全部ではないのか。
事務局	3条の申請書には、農地の一部を贈与したいとなっております。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 17番お願い致します。
委員	場所は、〇〇小学校から〇〇に向かって左手の山の方です。近くの集落に上がって行く道を上がって奥に入ったところに小高い一面山というか丘になっている所です。譲渡し人が高齢で作れないということで、譲受人も60過ぎの方ですが、40代の息子さんに手伝ってもらいながら、みかんを作りたいということです。地図では2筆になっていますが、なだらかな斜面で区別がつかないようになっています。今は草も刈って、所々みかんの木がなかったりもしていますが、きれいに管理されています。ご主人も手伝いますが、これから先は息子さんがされるように言っていました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし

事務局	<p>た。</p> <p>次に議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 9 番、須ノ川 347 番 3 外 1 筆、地目・面積は畑・305 m²でございます。転用目的は進入路・駐車場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 10 番、須ノ川 352 番 2、地目・面積は畑・74 m²でございます。転用目的は進入路でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 11 番、御荘深泥 662 番 1、地目・面積は田・1,435 m²でございます。転用目的は太陽光発電施設でございます。また、農地の区分は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 12 番、御荘長洲 11 番外 1 筆、地目・面積は田・1,637 m²でございます。転用目的は骨材置場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 4 件でございます。申請につきましては該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。9 番お願い致します。</p>
委員	<p>9 番ですが、さきほどの3条と同じ方の土地です。譲受人の家のすぐ近くまで進入路を作って駐車場を作りたいということです。10 番の土地は進入路の入口ということです。家のすぐ近くで、駐車場にちょうどいいということで、この申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 10番、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。11番お願い致します。
委員	先程の事務局の説明の通りです。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。12番お願い致します。
委員	場所は国道沿いの〇〇興業の真裏になります。ここは30年程前に埋め立てて、〇〇に資材置場として賃貸しておりましたが、10年程前に賃貸契約が終了しましたので、それ以降は一部畑とするために土を搬入しまして作物を作っていました。しかし、猿の被害によってあまり収穫はできなかったと聞いています。今回骨材置場として〇〇興業が購入予定です。また違反転用であった

	<p>ため、始末書を提出しております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 5 番、御荘平城 4384 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・323 m²でございます。場所は、国道から〇〇銀行前の交差点を日土峠方面へ 300mほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は平成 29 年 8 月 17 日、これは御荘地区の農地パトロールの最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>航空写真はあまり鮮明ではありませんが、現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。隣接する土地の北側一帯も大半が山林で、竹や雑木等が生長している範囲も広く、対象地も竹が密集して生えている状態となっているため、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>

委員	これは、本人からの申請か。
事務局	本人からの申請となっております。
委員	現地は農業委員が確認するのではないのか。
事務局	非農地証明と非農地通知の2種類ありますが、非農地証明につきましては、本人が申請したうえで、申請地に近い委員さんお二方に現地確認していただいて、非農地であろうという結論になったら農業委員会にかけて証明を出します。非農地通知の方は、農地パトロールで確認した結果をもとに、本人の申請により農業委員会にかけて、非農地通知を出します。今回は非農地通知ですので、改めての現地確認は致しておりません。
委員	こういった案件はいっぱいあるのじゃないか。
事務局	かなり、あります。
委員	耕作放棄してからの年数は決まっているのか。
事務局	非農地証明の方はおおよそ何年というのがあるのですが、非農地通知の方は委員さんが現況をB分類だと判断したら、ということです。現況としては山林になろうかと思えます。農業委員会で非農地と判断なされたら、申請者に非農地通知書を送ります。非農地通知書があれば、法務局で現況に合わせた登記ができるようになります。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
事務局	次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明

	<p>させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 55 番は新規で、緑甲 245 番外 2 筆、地目・面積は畑・2,351 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 15 年でございます。</p> <p>以上 1 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

尾崎 寿夫

議事録署名人

太田 憲男